

環水大水発第 2208311 号
令和 4 年 8 月 31 日

都道府県・政令市土壤環境保全担当部局長 殿

環境省水・大気環境局水環境課長

土壤汚染状況調査における地歴調査について

土壤環境行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところであるが、今般、平成 29 年 3 月 31 日付け環水大土発第 1703318 号をもって通知した「土壤汚染状況調査における地歴調査について」について、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号）の運用に関する地方公共団体からの要望等を踏まえて、必要な内容の見直しを行い、別添のとおり取りまとめたので、貴職におかれては、土壤汚染状況調査における地歴調査の審査事務に引き続き活用することとされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

また、「土壤汚染状況調査における地歴調査について」（平成 29 年 3 月 31 日付け環水大土発第 1703318 号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知）は廃止する。